

令和3年

第1回 農業委員会総会（月例会）議案

令和3年1月7日

前橋市農業委員会

令和3年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年1月7日午後2時02分
- ・閉会日時 令和3年1月7日午後3時24分
- ・開催場所 市役所3階31会議室

・出席委員（16人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	4番 平野 豊一	7番 坂本 忠
8番 横室 辰雄	9番 関 けい子	11番 齋藤 禎	14番 奥野 和子
15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	18番 関根 由彦	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・欠席委員（8人）

3番 須賀 民雄	5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	10番 伊能 良雄
12番 下田 将文	13番 矢端 晴美	17番 小堀 清	19番 澁澤 聖一

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	局長補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子	主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀
臨時職員 宮田 厚子			

・付議事件

- (1) 議案第1号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用等の意見聴取の結果について

本間局長	<p>それでは、定刻になりましたので、これから令和3年第1回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席者でございますが、3番 須賀 民雄委員、5番 阿久津 昌枝委員、6番 井田 健委員、10番 伊能 良雄委員、12番 下田 将文委員、13番 矢端 晴美委員、17番 小堀 清委員、19番 澁澤 聖一委員の8人の方につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策により、出席の見合わせをお願いしております。そのほかの欠席通告者はいらっしゃいません。したがって在任委員24人中16人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長 本間局長	<p>◇（挨拶）</p> <p>会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>《深町会長、議長に就任》</p> <p>それでは、令和3年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。15番 松島 敏男委員、16番 星野 和幸委員をお願いいたします。</p>
小池主事	<p>それでは、議事に入ります。議案第1号・農地法の規定による許可の取消し（3条許可）について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>◇（議案書・順次、地目、面積、取消理由を朗読、説明）</p> <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
議 長	<p>◇（意見、質問等なし）</p> <p>ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇（挙 手）</p> <p>全員賛成でありますので、議案第1号・農地法の規定による許可の取消し（3条許可）については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号・農地法第3条の規定による許可申請につて、整理番号1番から14番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
小池主事	<p>◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）</p> <p>整理番号2番、3番は、現在は解約条件付き一般法人ですが、今回の申請により農地所有適格法人に移行するための申請です。整理番号4番は、解約条件付き一般法人です。整理番号7番は、社会福祉法人による申請です。整理番号12番は、地目は山林、現況は畑の農地所有適格法人による申請です。</p> <p>なお、整理番号9番から11番まで、13番、14番については、営農型太陽光施設の下部の営農に関する申請で、5条申請と関連があるため後に説明いたします。</p> <p>以上、整理番号1番から8番まで、12番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。</p>
議 長	<p>なお、整理番号2番、3番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。</p>
14番委員 (2班班長)	<p>整理番号3条の2番、3番は同一譲受法人です。現地・面接調査案内図1ページから21ページをご覧ください。申請地は粕川町にあります農用地区域内の農地です。譲受法人は、前橋市内でネギの農業経営を行っておりますが、申請地を購入取得し、更なるネギの作付け、販売を行い農業経営の規模拡大を図りたいとのことです。昨年、使用貸借した農地もよく管理され、ネギの作付けも確認できました。面接には、譲受法人の役員4人と行政書士の方が来られました。会社の設立は平成30年、ネギの生産販売は全量を昭和食品に、年間売上は約1,300万円弱です。連作障害を考慮し、すきかけ、代かき等を行い、冬にはキャベツの作付けも考えているとのことです。今後は15ヘクタールほど規模</p>

拡大をしたいとのことです。調査班としては、本人達の営農意欲が認められ、営農計画等も整合性があることから、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 5 番委員

申請地域ではネギ栽培はたくさん行われていますが、皆さん2年栽培しますと次の新しい土地へ移るとというのが常識化しています。皆さんご存知かと思いますが、病気が凄いです。障害が出ておりますので、自分で土地を購入してまでネギ栽培をされている方は、私の周りにはあまりいらっしゃいません。初めから農家の方でしたらできるかもしれませんが、病気がどのように出るか心配です。水利権がありまして、水田を持っている全員の方が、年1、2回水路をきれいに掃除されています。土地を購入し、掃除に参加されなかった場合、地元の方達がどう思うか。地域にあった秩序が崩れてしまうのではないかと思います。地元の人が行えばよいのでしょうか。面接時にどのような話合いになっていたのか説明していただければと思います。

2 班班長

面接時に連作障害については伺いました。今のところ問題は出ていませんとのことでした。田に水を入れて、代かきをするとのことでしたの大丈夫かと思いました。規模拡大をしたいとのことでした。ご本人達の売上に対しての面積は確保されていますので、今回の申請地で連作障害が起きた場合どのくらいのリスクがあるかは、耕作意欲が強いため、確認しませんでした。

1 8 番委員

面接に出席しましたので追加いたします。譲受法人はこれからもっと、農地を借りて面積を広げるとの話でした。なぜ今回は買うのか質問しました。会社の精神的な意識の持ち方だと思えます。会社の気持ちとして、土地を持っていたいというようなことを感じました。

議 長

水利関係のことは質問しましたか。

2 4 番委員

質問はしませんでした。

小池主事

3条の申請書（周辺地域との関係）に地域での水利調整等の取り決めに遵守しますと一筆いただいています。書いていただいたうえで許可になります。譲受法人も承知されていると思えます。守られないようですと3条申請に違反することになりますことは、譲受法人もよく理解されていると思えます。農地所有適格法人としての審査のため、年1回の報告書の提出をしていただき、条件を満たした法人かどうかを確認いたします。違反していますと事務局での指導が入ります。

議 長

質問に対する説明はいかがですか。

1 8 番委員

これから適格法人になりたい、大きな農業をやりたい方がこれからも出てこれられると思います。地元の方達が何十年もかけて水利権等色々なことを守りながらきています。そういう場所に出て来られない時は皆さんがどう思われるか、危惧されます。地元にご相談していただければ、作っていただけるのですからありがたいことです。新規就農でネギ栽培を始めましたが病気が凄く、やめられた方もいらっしゃいます。説明でもありましたように、土地を持って、目標もあり、意気込みがあるようでしたら仕方ないのかなと思います。

2 0 番委員

私達の地域でもだいぶネギ栽培をされている方がいらっしゃいます。2年くらい栽培すると、借りている土地をすぐに返します。所有者のなかには、土地の賃借料が前橋の標準より高いので、ほかの方に貸している土地を返していただき、ネギ栽培の方に貸しても、2年栽培しますと駄目になってしまい土地を返されます。このようなことが繰り返されている土地がだいぶあります。申請法人はほかでも広く栽培をされていますよね。ネギは昭和食品に全面的に出荷されていますが、そのまま出荷するのですか、それともカットネギ等加工して出荷するのですか。冬にはキャベツ栽培をするとうことですが、田での栽培は水はけが問題になると思います。将来的にはネギだけではなく、ほかの作物の栽培も考えているのかと思われます。ほかのところでは、どのくらい、どのように出荷しているのですか。

2 班班長

ナガネギとして出荷しています。焼き鳥のねぎま用のネギとして出荷しているとのこと

す。コロナ禍で居酒屋等は大変な時期に規模拡大は難しいのではと質問いたしましたら、スーパーの惣菜用、フードコート等に販売しているの、ネギが不足しているとのことでした。ほとんどの方が北橋町からの通いで、皆さんが経験はあるように見受けられました。出荷先の取締役の方も申請法人のメンバーに入っているとのことでした。栽培して、販売をすることが一貫されていて、面接に来られた方達は意欲的で、病気、連作障害等も承知されていると思われました。

20番委員

ほかの地域でも栽培しているのですか。

24番委員

渋川市でたくさん栽培されている方に教えています。面接に来られた方は、土地によりますが、10年から15年は大丈夫とのことでした。

2班班長

他の借りている農地は、今回申請されました地区内ですので、通作や作業、人員が足りない時などの人の移動もしやすいと思いました。

24番委員

現地調査では、田で、いい苗ができていました。

議長

田で水を張れば連作障害もだいぶ違うのでは。

2班班長

そのように言っていました。代かきを行い、冬キャベツの栽培というのは、ほかの畑で作るのか、申請地で作るのかは確認しませんでした。

18番委員

同じ地域で水張りをしてネギ栽培をされている方はいらっしゃいますが、やはり病気が出てしまいます。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号9番から11番まで、13番、14番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から8番まで及び12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

賛成多数でありますので、議案第2号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号9番から11番まで、13番、14番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から8番まで及び12番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号・農地法の規定による許可後の計画変更申請(5条許可)について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、変更内容、契約内容、転用目的を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。整理番号1番は、2軒ですか。

16番委員

1軒です。面積27㎡の相違については、国土調査による錯誤で増えました。

井上主任

一般住宅で、面積が600㎡以上ですが大丈夫ですか。

16番委員

申請面積で大丈夫です。申請地域については開発許可も必要ありません。面積が1,000㎡以上になりますと、開発との事前協議が必要な案件になります。

井上主任

わかりました。

16番委員

面積について国土調査によります錯誤とのことですが。

議長

当初、平成2年7月に許可になりました。その後平成2年12月の国土調査の成果により面積が変更になりました。

井上主任

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第3号・農地法の規定による許可後の計画変更申請(5条許可)については、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定します。

次に、議案第4号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明)

整理番号1番、2番は、開発許可未了のため保留としてご審議をお願いします。

以上、整理番号3番から5番までは農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を保留とし、3番から5番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第4号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番、2番を保留とし、3番から5番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第5号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から24番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号3番、4番は、書類不備のため保留としてご審議をお願いします。整理番号11番は、隣接の住宅と一体利用です。整理番号22番から24番までは、3条申請と関連があるため、後に説明いたします。

以上整理番号1番、2番、5番から21番までは農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

なお、整理番号11番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員
（2班班長）

整理番号5条の11番、現地・面接調査案内図22ページから30ページをご覧ください。申請地は、前橋市立滝窪小学校から北東約0.6km、前橋市大胡支所から北北西約2.6kmの小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には譲受法人の役員1人と行政書士の方が来られました。事業内容は主に道路工事で、従業員は60人です。作業機械、車両等も多数保有されています。発注先は、県、市、民間などで、売上高は約10億円です。既存資材置場が手狭となっていたところ、今回の申請地を取得することになりました。会社の道をはさんで、すぐ裏手の近場にあり、業務拡大のための新たな砕石、土砂、巨石置場として利用することです。申請地は現状のまま使用しますが、西側にある農地には、雨水、土砂等の被害が出ないようにすることです。調査班としては、資材置場としての必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番、4番を保留とし、22番から24番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番、2番、5番から21番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第5号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号3番、4番を保留とし、22番から24番までは3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番、2番、5番から21番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号9番から11番まで、13番、14番、農地法第5条の整理番号22番から24番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
以上、整理番号9番、13番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。整理番号10番、11番、14番は、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）
整理番号24番は、認定農業者で、期間は10年間になっています。
以上整理番号22番から24番までは農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長
14番班長
(2班班長) なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
整理番号3条の9番から11番、5条の22番、23番、現地・面接調査案内図31ページから70ページをご覧ください。申請地は、粕川温泉元気ランドから南南西約650mに位置する農用区域内の農地です。面接には、耕作をする申請人本人が来られました。営農型太陽光発電を設置した農地で柿を栽培することです。今回の農地の外にも、太田市、新里町、粕川地域に営農型太陽光発電施設を所有しています。今回のパネル等の設置は仕事上の関係のある会社が行い、下部農地で柿を栽培します。売電単価は18円、パネルの数は、260枚、300枚、整地、雨水処理、周囲のフェンスなどは現在のままで工事等を行わないとのこと。令和元年11月に許可された粕川地内の農地2か所は、パネルの設置工事中で、柿は3月以降に植えるとのこと。8割収量確保には数年先になりますが、出荷先等も考えており、将来の農業の確実性、実効性も確認できましたので調査班としては、許可相当と判断いたしました。
整理番号3条の13番、14番、5条の24番、現地・面接調査案内図71ページから110ページをご覧ください。申請地は、前橋市立滝窪小学校金丸分校から北約1.06kmに位置する農用区域内の農地です。面接には、譲受法人の2人が来られました。事業内容は、営農型太陽光発電と太陽光発電を営んでおり、独自のパネルで、営農型として利用し、耕作放棄地解消のため、当地のほか数か所の農地で単収をあげているカボチャを栽培することのことです。敷地造成については、土づくりをした後、二年目から栽培をするそうです。雨水処理、周囲はネット、鳥獣被害等には電柵も考えているとのこと。販売先は主にファームドゥです。調査班としては、ほかにもカボチャの栽培をしており、8割収量確保も見込めることから許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

16番委員 整理番号3条の9番から11番、5条の22番、23番は、柿の栽培をするとのことですが、甘柿か渋柿か教えてください。

2班班長 甘柿です。

16番委員 図面を見ますと、パネルが南側2m、柿を植えるのがパネルの南側ということは、木は2m以上伸びないということですか。

24番委員 横に伸ばすとのことでした。

16番委員 柿は1年間で1mくらい伸びますので、2m以上にならないというのは、横に伸ばしても難しいのではないのでしょうか。台が1mくらいですまない、2m以上になってしまいます。南側ですと日陰になります。そのへんをどのように考えているのですか、また、地域の平均的な単収が10アール当たり571キログラムとなっていますが、少ないように思います。

深澤副主幹 群馬県の出荷統計の平均が10アール当たり571キログラムです。その8割を確保できるということですか。

16番委員 数字に間違いありませんか。

深澤副主幹 はい。

2班班長 一般社団法人全国アグリソーラー協会代表理事の知見を有する者の意見書が添付され、10アール当たり571キログラムと記載されています。当地の写真は添付されていませ

んでしたが、山梨で営農型の柿栽培をしている方の写真を見せていただきました。パネルには掛からない程度の枝の広がりでした。

議 長

暫時休憩とします。

(※休憩)

議 長

再開いたします。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号9番から11番まで、13番、14番、農地法第5条の整理番号22番から24番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号9番から11番まで、13番、14番、農地法第5条の整理番号22番から24番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第6号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任

◇(議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明)

買い手は購入予定の農地付近に経営農地がある認定農業者で効率的な農用地利用が期待できます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見・質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第6号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第6号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

議 長

次に、20ページから41ページまでの報告事項ですが、報告事項(1)から(5)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	5件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	20件
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	9件
(4) 現況証明交付状況	4件
(5) 納税猶予に係る利用状況確認件数	5件

です。

報告事項(6)は、12月総会において許可とした法第4条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後3時24分)